

令和5・6年度申請の主な変更点

①申請可能な自治体が24自治体に増えました（8市町追加）。

新たに、坂戸市、狭山市、蓮田市、三郷市、伊奈町、鳩山町、美里町、吉見町が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

②書類の提出方法がWEBサイトにアップロードする方法に変更となります。

すべての書類は、原則、申請データ送信後、案内に従って、システムに添付して送信してください（送信していただいた場合、郵送は不要です。）。

システム添付が難しい場合は、従来通り郵送でお送りいただいても構いません。

③提出書類の一部が省略となりました。

令和3・4年度名簿と登録内容に変更がない場合は、履歴事項証明書、営業許可書、身分証明書（個人の場合のみ）は提出不要となりました。

④様式が変更となっています。新様式を御利用ください。

（様式変更となっている書類）

委任状・使用印鑑届・・・右上の代表者印が不要
・・・納税状況等照会同意部分が追加

（新たに追加された書類）

確認書（様式1）

（提出不要となった書類）

チェックリスト 誓約書 営業経歴書
障害者雇用の証明書（従業員数43.5人未満の事業所）

（提出部数の変更）

委任状、使用印鑑届及び納税状況等照会同意書（様式2）
・・・共通書類となり、1部提出となりました。

⑤市町の自治体別書類・納税証明書の取扱いが一部変更となっています。

申請自治体ごとに異なりますので、必ず自治体別書類一覧で確認してください。